

施策の柱7 高齢者の住まいの安定的な確保

1 高齢者に配慮したまちづくりの推進

(1) 公共公益施設の整備

市の公共施設や道路等のインフラ施設は、高度成長期を中心に整備してきました。老朽化が進むこれらの施設は完成後 50 年以上経過し、今後、一斉に補修や更新の時期を迎えます。こうした中、今後とも公共施設の機能を維持しつつ、計画的な補修を行うとともに、人口減少を見据えた施設の立地場所の検討や使用していない財産の処分等、公共施設等の適切な維持管理が必要となっています。

【今後の方針】

公共施設等の再編・整備・建替えについては、利用状況やニーズを調査し、バリアフリー化の促進等、誰もが使いやすい機能の充実に配慮しながら、計画的な維持管理や補修、改修を行います。また、公共施設の再編等により、用途が廃止された施設の未利用地については地域からの意見もいただきながら、市民サービスの向上、地域活性化等の観点から利活用を検討します。

(2) 移動手段の確保

① コミュニティバス（スマイルあおぞらバス）

高齢者をはじめとする交通弱者が日常生活を送るうえでの交通手段を確保するため、平成 18 年 10 月から 2 コースで運行を開始しました。

現在は 8 コースに拡大し、運行経路や時刻の見直しを 1 年に 1 回程度行いながら運行しています。

区 分	第 7 期 実績値		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度
運行コース数	7 (10 月から 8)	8	8
利用者数 (人)	193,344	198,582	69,253
一日平均 (人)	538	533	378

※ 令和 2 年度は 9 月末現在。

【今後の方針】

今後も地域の実情に応じて、利便性の向上につながる運行拡充の検討や、運行経路・時刻等の見直し等を行い、継続して事業を実施していきます。

②福祉有償運送

NPO法人等が、要介護高齢者や障がい者等の単独での移動が困難な人（移動制約者）を対象に有償で行っている送迎サービスです。市は福祉有償運送等運営協議会を設置し、事業の必要性等の協議を行っています。

区 分	第7期 実績値		
	H30年度	R元年度	R2年度
事業者（団体）	7	7	7

※ 令和2年度は9月末現在。

【今後の方針】

福祉有償運送等運営協議会において事業内容等の協議を行い、適正な運営を確保していきます。

③高齢者の買い物支援（★）

令和元年度より、買い物等の外出が困難な高齢者を支援するため、社会福祉法人が地域における公益的な取組の一環として、近隣のスーパー等への送迎を行う事業を実施しており、事業経費の一部について、補助金を交付しています。

また、移動スーパーを行う民間事業者と「高齢者の見守り協定」を締結し、事業の周知など、支援を行っています。

▶社会福祉法人等による買い物支援事業・実施状況

区 分	第7期 実績値		第8期 見込量		
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
事業者（団体）	2	3	4	5	6

※ 令和2年度は9月末現在。

▶移動スーパー事業者・実施状況

区 分	第7期 実績値	
	R元年度	R2年度
運行台数	2	3

※ 令和2年度は9月末現在。

【今後の方針】

買い物等が困難な高齢者は今後も増加していくことが想定されるため、事業者と連携を図りながら、事業の周知や利用の向上などに努めていくほか、更なる法人への事業実施への協力を呼び掛けていきます。

④福祉バス

福祉増進のため、高齢者及び身体障がい者等の福祉団体の事業実施に必要な場合に、福祉バスを運行しています。

区 分		第7期 実績値		
		H30年度	R元年度	R2年度
大 型	運行回数(回)	206	174	23
	利用人数(人)	5,659	4,800	59
中 型	運行回数(回)	126	120	11
	利用人数(人)	2,108	1,955	40

※ 令和2年度は9月末現在。

【今後の方針】

利用者の利便性の向上を図りながら、引き続き、福祉バスを運行していきます。

2 高齢者に向けた住宅整備の促進

(1) サービス付き高齢者向け住宅

(第4章 各論 施策の柱1 介護給付等対象サービスの充実・強化 5 介護保険施設サービス等の基盤整備の目標量(79ページ)に掲載)

(2) シルバーハウジング(高齢者世話付住宅)

シルバーハウジングは、バリアフリー化や手すりの設置、緊急通報システムなどの設備面だけではなく、安否確認や生活相談、疾病等の際の一時的な家事援助などを行う生活援助員(LSA:ライフサポートアドバイザー)が配置されることで、高齢者が安心して生活できるように配慮されている住宅です。

県営もみじが丘アパートに29戸整備されており、市では生活援助員を配置し、入居者の生活支援等にあたっています。

【今後の方針】

入居者が安心して生活が送れるよう継続して生活援助員を配置し、必要な支援に努めます。

(3) 子育て世代・三世代同居住宅取得支援事業

平成27年度より、子育て及び高齢者の生活支援を目的として、家族の絆の再生を応援するため開始した事業です。令和3年度から対象者や事業内容を見直し、住宅を取得した三世代家族(親・子・孫)に対して、住宅の取得に要する費用の一部を助成しています。

【今後の方針】

地域との連携を一層強化するとともに、家族の絆を再生することにより、高齢者の孤立を防ぎ、家族世代間の支え合い・助け合い、介護や子育てを行いやすい環境を醸成し、誰もがいきいきと暮らせるまちづくりを進めていくため、親、子、孫等の三世代同居を奨励する本事業を継続して実施します。

(4) 高齢者住宅改修補助事業

高齢者が安全かつ安心して生活することができる居住環境の整備を促進することにより、高齢者の自立支援及び介護予防を図ることを目的に、介護予防・生活支援サービス事業対象者が、手すりの取付けや段差解消等の住宅改修を行う場合、その改修費の一部について補助金を交付しています。

区 分	第7期 実績値			第8期 見込量		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用人数(人)	2	1	1	5	6	6

※ 令和2年度は9月末現在。

【今後の方針】

事業の周知や地域包括支援センター、ケアマネジャー等との連携に努めながら、継続して実施します。

3 安全な生活環境の確保

(1) 防火・防災対策

高齢者宅の防火・防災指導を実施し、住宅用火災警報器の設置促進・維持管理の徹底を図るとともに、火気の取り扱いや災害時の行動、日常の備えなどについて啓発活動を行い、住宅防火対策の推進に努めています。また、老人福祉施設等については、立入検査・消防訓練出向時に適切な指導を実施し、防火安全対策の充実・強化を図っています。

【今後の方針】

引き続き、防火・防災意識の普及啓発に努めます。

(2) 避難行動要支援者支援制度

避難行動要支援者支援制度は、ひとり暮らし高齢者や障がいのある方など、災害が起きた際に避難の手助け（支援）を必要とする方に対し、自治会、自主防災会、民生委員、児童委員、近所の方など地域の方が連携して支援していく制度です。

支援を受けるためには、事前に支援に必要な個人情報の登録が必要となります。登録した個人情報は、支援をしていただく方へ提供されますので、個人情報の提供に同意できる方が支援の対象となります。

【今後の方針】

地域の自治会の方を中心に支援をいただくことから、自治会加入を推進しながら、避難行動要支援者支援制度の普及啓発に努めます。

(3) 防犯対策

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が出来るよう、自主防犯組織によるパトロールや市報、ひたちなか警察署報「治安」等により啓発活動を行っています。

【今後の方針】

引き続き、自主防犯組織によるパトロール活動、啓発活動の拡充に努めます。

(4) 交通安全対策

茨城県内における高齢者が関わる交通事故の件数は、平成29年は3,365件発生しましたが、令和元年では2,816件となり、減少傾向となっています。しかし、高齢者の交通事故死者は令和元年では107人中65人となっており、全死者の約半数を占める状況となっています。

市では、ひとり暮らし高齢者などへの交通安全チラシ「お元気ですか」の配布(年4回)を始め、高齢者対象の交通安全研修会や自治会での交通安全教室の開催など、高齢者の交通事故を未然に防ぐための交通安全教育に力を入れています。

また、運転に不安を持つ高齢者による自主的な運転免許証返納を支援するため、平成23年度から高齢者運転免許自主返納支援事業を実施しており、交通手段として利用できる「スマイルあおぞらバス」の1年間無料乗車パスの交付と、啓発品として夜光反射用品を配布しています。

事業名	区分	第7期 実績値		
		H30年度	R元年度	R2年度
交通安全チラシ発行	発行部数(部)	17,200	16,800	12,100
高齢者交通安全研修会	参加人数(人)	47	70	—
高齢者クラブ・自治会 交通安全教室	開催回数(回)	21	13	2
	参加人数(人)	593	599	29
高齢者運転免許自主返納支援事業	使用者数(人)	3,148	4,763	1,867

※ 令和2年度は9月末現在。

【今後の方針】

引き続き、高齢者の安全確保のため、講習会や啓発活動などの充実を図るとともに、高齢者運転免許自主返納支援事業などの周知・啓発に努めます。

(5) 消費生活対策

消費生活センターでは、消費生活についての相談の実施や各種講座の開催、情報の提供を行い、市民の利益の擁護と増進を図っています。

高齢者の消費トラブルは多発しており、ひたちなか市消費生活センターにおける令和元年度の65歳以上の高齢者の相談件数は全体の43.4%を占めています。

市においては、地域団体と連携を図りながら様々な機会を通して啓発講座を実施しています。

区 分	第7期 実績値		
	H30年度	R元年度	R2年度
出前講座実施回数(回)	30	27	4

※ 令和2年度は9月末現在。

【今後の方針】

引き続き、地域と連携を図りながら高齢者の消費トラブル防止に努めます。